

申請における注意事項（Q&A）

令和4年12月21日時点

（要綱関係）

| | 質問 | 回答 |
|---------|--|---|
| 要綱第1条関係 | 佐賀県ICT活用工事とは何か | 佐賀県ICT活用工事試行要領を確認してください。 |
| 〃 | 予算の範囲内とはいくらか | ①ICT建設機械（後付け機器を含む。）6,000万円、②3次元測量機器（搭載用ドローンを含む。）4,000万円、①の操作研修に要する経費100万円、②の操作研修に要する経費100万円としています。 |
| 〃 | いつまで本事業は継続するのか | 予算の上限に達するとき又は令和5年度末のいずれか早いときに事業を終了することとしています。 |
| 〃 | ICT施工の具体的な予定はないが、申請してもよいか | 申請可能です。現段階において予定がなくても、要綱第1条の主旨の「建設現場の生産性向上を図るため、佐賀県ICT活用工事に必要な機器を導入する」者であれば、補助金交付の対象とします。 |
| 要綱第2条関係 | ICT建設機械とはどういったものか | ICT建設機械とは、MC/MG（Machine Control system/Machine Guidance system）マシンコントロール/マシンガイダンス・システムを搭載した建設機械をいい、3次元設計データを取り込み、機械操作ガイド（MG）、機械自動制御（MC）を行うものです。 |
| 〃 | 3次元測量機器とはどういったものか | TLS測量やUAVレーザー測量で用いる3DレーザースキャナーやUAV写真測量で用いるカメラをいいます。 |
| 〃 | LiDAR機能搭載端末は対象となるか | 佐賀県ICT活用工事に必要な機器とは認められないため、対象となりません。 |
| 〃 | 次の経費は対象となるか ・リース・レンタル料 ・中古品 ・契約書等の郵送費 ・収入印紙 ・振込手数料 ・機器の輸送費 ・後付け機器の取付費 ・引き渡しにおける人件費 ・対象ドローンの資格・免許 ・一般的な建設機械の操作研修 ・その他購入に要する諸経費 | （○：対象となる ×：対象とならない） × × × × × ○ ○ ○ 操作研修に要する経費において○ × 個別対応 |
| 〃 | 販売事業者は、県内業者に限るなどの限定はあるか | ICT建設機械又は3次元測量機器の販売事業者として営業する者であればよく、県内事業所の有無は問いません。 |
| 〃 | 納入の目途が立っていないが、申請は可能か | 申請はできません。 |
| 〃 | 本事業が始まる前に売買契約を締結しているものは、対象となるか | 令和4年4月1日以降に販売事業者との売買契約を締結したものであれば、既に納入済み又は令和6年2月までの納入見込みが立っていれば、対象とします。 |
| 〃 | 令和6年2月までの納入見込みで申請していたが、諸般の事情で期限までに納入できなかった | 交付決定の全部を取り消します。（補助金の交付はできません。） |

| | 質問 | 回答 |
|---------|--|--|
| 〃 | 操作研修について、「速やかに実施」とあるが、いつまでに実施すればよいか | 概ね1月以内に実施してください。 |
| 要綱第3条関係 | リース・レンタル会社は補助事業者となれるか | × |
| 要綱第4条関係 | 交付申請期限はいつか | 交付申請に先立つ事前申請を令和5年1月31日までに行ってください。交付申請の方法・期限等については、後ほど連絡します。 |
| 〃 | 交付申請は何度も行うことができるか | 1事業者につき、「ICT建設機械、後付け機器」、「3次元測量機器、同搭載用ドローン」、それぞれの「操作研修」に、各1回申請可能です。 |
| 〃 | 「ICT建設機械、後付け機器」、「3次元測量機器、同搭載用ドローン」、「操作研修」の交付申請は一度に申請する必要があるか | 全部を一度に申請する必要はありません。ただし、「操作研修」を購入に先んじて申請することは認められません。 |
| 〃 | 消費税の取扱いはどうなるか | 消費税は補助金の対象とはならないので、補助金交付申請の際は消費税額を控除した額を記載してください。 |
| 〃 | 書類の提出はどういった方法があるか | 電子メール、郵送及び持参のいずれかの方法で提出してください。ファックスによる受付は行いません。電子メールの場合は令和4年12月 29 日午前8時30分から、郵送の場合は同日以降の到着分から受け付けます。持参の場合は県庁の閉庁日を除きますのでご注意ください。 |
| 要綱第5条関係 | 購入したICT建設機械等を処分したいがよいか | ICT建設機械は6年、3Dレーザースキャナー及びドローンは5年を経過するまで処分してはいけません。ただし、やむを得ない理由により処分しなければいけない場合は、知事の承認を受けてください。なお、財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付していただくことがあります。 |
| 要綱第6条関係 | 実績報告書はいつまでに提出すればよいか | 後ほど、連絡します。 |
| 要綱第7条関係 | 補助金交付請求書はいつまでに提出すればよいか | 後ほど、連絡します。 |
| 〃 | 補助金はいつ入金されるのか | 適切な補助金交付請求書を受理した場合、約3週間後を予定しています。 |

(要領関係)

| | 質問 | 回答 |
|---------|--|---|
| 要領第2条関係 | 納入は令和6年2月頃と販売店から言われたが、正確には分からない。申請は可能か | 申請は可能ですが、納入できなかった場合は交付決定の全部を取り消すこととしています。(補助金の交付はできません。) |
| 要領第3条関係 | 電子メール、郵送又は持参のうち、有利不利はあるか | 受付は到着日時順に行います。 |
| 要領第4条関係 | 事前申請の受付に優劣をつけた理由は何か | 本事業は建設現場へのICT導入の加速化を目的としていますので、本補助金の具体的手続を公表した後に購入を決意した方を優先することとしました。 |
| 要綱第5条関係 | ICT施工での活用実績はない場合、実績報告書は何を提出すればよいか | 通常施工での活用について報告してください。併せて、今後の活用目標を追記してください。 |